

## これまでの各種事案への対応状況

### 1. 保険料等の無駄遣い

事案の概要	対応状況
<p>○ 年金保険料を年金給付以外の①職員宿舎、②長官の交際費、③公用車、④社会保険大学校のゴルフ道具、⑤社会保険事務所のマッサージ機器、⑥職員のミュージカル鑑賞やプロ野球観戦の福利厚生経費、⑦社会保険事務局の家賃、⑧年金福祉施設等に安易に使用しているのではないかと国会や新聞報道において指摘された。</p>	<p>○ これまでの国会等での議論を踏まえ、「年金保険料は年金給付及び年金給付に係る経費以外には充てない」という方針のもと、平成17年度予算における財政上の特例措置（事務費の一部に保険料財源を充当）の範囲については、制度運営に直接関わる適用、徴収、給付事務、システム経費に限定し、これまで年金保険料を充てていた職員宿舎、公用車等の経費については、国庫負担とした。 （別紙参照）</p> <p>○ また、予算の執行に当たっては、厳正な執行に努めており、個々の事案についての具体的な対応状況は以下のとおり。</p> <p>① 職員宿舎の新設（建替）については、平成16年度は予算執行を凍結するとともに、平成17年度は予算要求は行わず、既設宿舎の補修等で対応することとした。 なお、社会保険事務局長の借上宿舎は、平成12年4月に地方事務官制度の廃止に伴い、国家公務員宿舎として借り上げたものであるが、これまで順次、国設の合同宿舎等へ入居させ、本年4月末で全戸借上を解消した。</p> <p>② 長官の交際費については、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するなど、厳正な執行に努めることとしている。（平成17年度は未執行）</p> <p>③ 公用車については、平成16年度において更新は行わないなど厳正な執行に努めてきたところであり、平成17年度においては公用車の更新サイクルを見直し、42台分（106台→64台）の更新対象を削減した。</p> <p>④ 社会保険大学校のゴルフ練習場（年金保険料は充当されていない。）については、平成16年9月に廃止し、ゴルフボール、ゴルフクラブについては売却した。</p>

事案の概要	対応状況
	<p>⑤ 社会保険事務所のマッサージ機器については、平成16年度以降、購入を中止し、既存のものはフロアーに配置できる事務所においては、お客様の使用に供している。</p> <p>⑥ ミュージカルやプロ野球観戦などのレクリエーションについては、平成16年9月以降、執行していない。</p> <p>⑦ 社会保険事務局等の賃借料については、平成17年度の契約更新に際し、近隣相場を参考としつつ、貸主と賃借料の価格交渉を行い、約5億円（対前年度比10.3%）減とした。</p> <p>⑧ 厚生年金会館や厚生年金病院等の年金福祉施設等については、今後保険料を投入しないこととするとともに、今国会において成立した法律に基づき、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を本年10月に設立し、地域医療への影響や老人ホームの入居者の生活等にも配慮しつつ、5年以内に廃止・売却を進めることとしている。</p>

## 2. 安易な随意契約

事案の概要	対応状況
<p>○ 長期にわたっての特定業者との契約、契約業者の選定理由が不明確であるなど、安易な随意契約を行っていた。 (御指摘を受けた随意契約の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金銭登録機の購入</li> <li>・ 届出用紙等印刷システム（バピアート）の提供</li> <li>・ 管理換帳票の保管・運送業務委託</li> <li>・ 広報の委託 等</li> </ul>	<p>○ 社会保険庁における調達については、昨年来、国会や会計検査院の検査結果等において、安易に随意契約が結ばれているなど適切でないとの御指摘を受けており、重く受け止めている。</p> <p>○ このため、物品等の調達に当たっては、その競争性及び透明性を確保し、更には、調達コスト削減に向けて次のような取組を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 昨年8月以降、会計法令上、随意契約ができる場合であっても、原則、競争入札又は企画競争に付すことを通達し、徹底した。</li> <li>② 昨年10月に本庁に「社会保険庁調達委員会」を、本年4月に各社会保険事務局に「契約審査会」を設置し、調達の必要性、数量、契約方法等を厳格に審査している。 ※ 平成16年度における調達委員会の審査による調達コスト削減額：約45億円（審査前の調達予定額の9%減）</li> <li>③ 平成16年度上半期において本庁及び地方庁が締結した随意契約について、契約理由等を検証し、結果を公表したほか、当該調査結果を踏まえ、複数回契約、長期・固定化契約等について見直しを図るとともに、業務と関連性が低いと考えられる契約について精査し、廃止の方向で見直すこととしている。</li> <li>④ 本年1月分の契約から、500万円以上の随意契約については、事前に厚生労働副大臣に報告するとともに、100万円以上の随意契約については、本庁に設置した「社会保険庁随意契約審査委員会」において事後審査し、その結果をホームページで公表している。</li> <li>⑤ 本年1月に、本庁に「監査指導室」を設置し、内部監査の強化を図った。</li> </ol>

### 3. 金銭登録機及び届出用紙等印刷システム（パピアート）

事案の概要	対応状況
<p>(1) 金銭登録機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金銭登録機については、国民年金保険料の納付督促及び収納事務の効率化等を図るため、(株)カワグチ技研との随意契約により平成14年度に導入したものであるが、国会や新聞報道において、その導入経緯等に係る問題が指摘されるとともに、その導入の過程に関し、社会保険庁の元課長が当該納入業者からの収賄の容疑で平成16年9月に逮捕・起訴された。(元課長は、本年1月に収賄の罪で有罪判決)</li> <li>○ 社会保険庁においてその導入に係る事実経過等について調査を行ったところ、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元課長が権限のない調達事案に関し業者の選定や契約形態（地方庁による少額随意契約）の決定に大きな影響を与えた</li> <li>・ 決裁手続が不十分であるなど意思決定過程が不適切であった</li> </ul> </li> </ul> <p>などの問題点が明らかになった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 金銭登録機の調達について、決裁手続などの内部の意思決定過程に問題があったことを踏まえ、物品等の調達に当たっては、平成17年以降、事業の企画立案や機能の選定等を行う「事業担当課」と契約の締結や予算の執行等を行う「経理課」との明確な役割分担のもとに決裁手続を実施している。</li> <li>○ 金銭登録機については、本庁で一括して購入することとし、平成16年度から競争入札により調達を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(参考)</li> <li>・ 平成14・15年度の随意契約による購入価格 1台あたり 165,200円(税抜き)</li> <li>・ 平成16年度の競争入札による購入価格 1台あたり 146,000円(税抜き)</li> <li>・ 平成17年度の競争入札による購入価格 1台あたり 137,000円(税抜き)</li> </ul> </li> <li>○ 本年1月、元課長を懲戒免職処分とした。</li> </ul>